

令和 6 年
第 3 回

石狩湾新港管理組合議会定例会会議録

第 1 号

令和 6 年 11 月 27 日（水曜日）

議事日程 第 1 号

11 月 27 日午後 1 時 31 分開議

日程第 1、会議録署名議員の指名

日程第 2、会期決定の件

日程第 3、議案第 1 号並びに報告第 1 号及び第 2 号

出席議員（12 人）

議 長	12 番	佐 藤	禎 洋	君
副 議 長	6 番	中 村	吉 宏	君
	1 番	阿 部	裕 美	子 君
	2 番	上 村		賢 君
	3 番	日 下 部	勝	義 君
	4 番	小 貫		元 君
	5 番	横 尾	英	司 君
	7 番	石 川	さ わ	子 君
	8 番	川 澄	宗 之	介 君
	9 番	池 端	英	昭 君
	10 番	武 市	尚	子 君
	11 番	佐 々 木	大	介 君

列席者

管理者 北海道知事 鈴木 直 道 君

出席説明員

専任副管理者 折 谷 徳 弘 君
副 管 理 者 上 石 明 君

副 管 理 者	小 鷹 雅 晴 君
代 表 監 査 委 員	深 瀬 聡 君
会 計 管 理 者	辻 井 宏 文 君
総 務 部 長	有 馬 純 生 君
振 興 部 長	清 野 馨 君
参事(管理担当)	飛 鳥 謙 一 君
参事(企画振興担当)	中 館 泰 弘 君
参事(計画担当)	野 神 巧 一 君
参事(施設担当)	小 川 賢 二 君
出 納 室 長	佐 藤 丈 晴 君
監査委員事務局長	千 葉 繁 君

議会事務局職員出席者

事務局長(兼務)	松 井 一 政 君
書 記 (同)	高 橋 優 介 君
書 記 (同)	日 置 達 也 君

午後 1 時30分開会

1. 開 会

○議長（佐藤禎洋君） ただ今より、本日招集されました令和 6 年第 3 回定例会を開会いたします。

午後 1 時31分開議

1. 開 議

○議長（佐藤禎洋君） これより、本日の会議を開きます。

1. 日程第 1、会議録署名議員の指名

○議長（佐藤禎洋君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第94条の規定により、会議録署名議員には、

小 貫 元 君
日 下 部 勝 義 君

の 2 名を指名いたします。

1. 諸般の報告

○議長（佐藤禎洋君） 次に、諸般の報告をさせます。

事務局長。

○事務局長（松井一政君） 管理者から提出のありました議案は、議案第 1 号並びに報告第 1 号及び

第2号であります。

このほか、管理者から、資金不足比率について報告がございました。

また、監査委員から、定期監査及び例月出納検査の結果について報告がありました。

以上、報告いたします。

○議長（佐藤禎洋君） この際、ご報告いたします。

議員派遣の決定について、会議規則第96条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付のとおり議長において決定いたしました。

以上、ご報告をいたします。

1. 日程第2、会期決定の件

○議長（佐藤禎洋君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は本日11月27日、1日間といたしたいと存じますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤禎洋君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日1日間と決定いたしました。

1. 日程第3、議案第1号並びに報告第1号及び第2号

○議長（佐藤禎洋君） 日程第3、議案第1号並びに報告第1号及び第2号を一括して議題といたします。

提出者の説明を求めます。

専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） ただいま議題となりました議案第1号並びに報告第1号及び第2号につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和6年度石狩湾新港管理組合港湾整備事業特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明申し上げます。議案（その1）をご覧ください。

債務負担行為の追加についてであります。翌年度にわたる工期設定により、工事の円滑な実施や施工時期の平準化を図るため、東地区埠頭用地造成工事の一部について、ゼロ債務負担行為を実施いたしますことから、東地区埠頭用地造成工事（その4）（ゼロ債務）単独事業費3億1000万円及び東地区埠頭用地造成工事（その5）（ゼロ債務）単独事業費2億1000万円に係る債務負担行為の限度額を設定するものであります。

以上、議案第1号につきまして、ご説明申し上げます。

続きまして、報告第1号、令和5年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算に関する件につきましてご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理各会計決算書及び附属書類をご覧ください。

初めに、一般会計について、その主なものを説明申し上げます。

1ページをお開きください。

歳入の決算額ですが、左から5列目の収入済額の欄をご覧ください。

第1款の分担金及び負担金につきましては、各母体の負担金などとしまして14億9187万6522円、第2款の使用料及び手数料につきましては、水域占用料や岸壁等使用料などとしまして2億5721万2635円、第3款の国庫支出金につきましては、補助事業に係る国庫補助金としまして6419万61円、第5款の財産収入につきましては、土地貸付収入としまして1963万381円、第6款の繰越金につきましては、前年度決算剰余金としまして6490万74円、第8款の組合債につきましては、国直轄事業負担金や補助事業に対しての港湾事業債としまして4億6520万円であり、歳入決算額の合計は23億6365万2544円となっております。

次に、2ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済額の欄をご覧ください。

第2款の総務費につきましては、人件費、庁費、施設管理費などとしまして4億8609万5302円、第3款の港湾建設費につきましては、国直轄事業負担金や補助事業などに要した経費としまして7億2979万6196円、第4款の公債費につきましては、組合債の元利償還金としまして4億2282万7257円、第5款の諸支出金につきましては、港湾整備事業特別会計への繰出金としまして6億5573万8067円であり、歳出決算額の合計は23億19万6761円となっております。

したがって、歳入歳出の差引き残額につきましては表下の欄外にございますとおり6345万5783円となり、この差引き残額につきましては令和6年度の繰越金として計上する予定でございます。

次に、港湾整備事業特別会計について、その主なものをご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

歳入の決算額でございますが、左から5列目の収入済額の欄をご覧ください。

第1款の使用料及び手数料につきましては、港湾施設用地等使用料や荷さばき地使用料などとしまして4億2228万2990円、第2款の財産収入につきましては、土地貸付収入としまして1081万8355円、第3款の繰入金につきましては、一般会計からの繰入金としまして6億5573万8067円、第5款の組合債につきましては、単独事業に対しての港湾事業債としまして7億6810万円であり、歳入決算額の合計は18億6282万8074円となっております。

次に、4ページをお開きください。

歳出の決算額でございますが、左から4列目の支出済額の欄をご覧ください。

第1款の総務費につきましては、人件費や施設管理費などとしまして4億5708万114円、第2款の港湾建設費につきましては、単独事業に要した経費としまして7億6816万5809円、第3款の公債費につきましては、組合債の元利償還金としまして3億9812万7612円であり、歳出決算額の合計は16億2337万3535円となっております。

したがって、歳入歳出の差引き残額につきましては、表下の欄にございますとおり2億3945万4539円となり、この差引き残額につきましては令和6年度の繰越金として計上する予定でございます。

続きまして、主要な施策の成果について、その主なものをご説明申し上げます。

お手元の石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算説明書、主要な施策の成果をご覧ください。

まず、一般会計についてでございますが、6ページをお開きください。

総務費につきましては、人件費や事務所の管理経費などの一般管理費、港湾施設の維持管理を行う

ための施設管理費などから成っており、これらにより、港湾施設の管理運營業務を実施したところでございます。

次に、7ページをお開きください。

港湾建設費につきましては、国直轄事業の施工に伴う港湾管理者負担金や、管理組合が施工した補助事業などにより、港湾施設の整備を実施したところでございます。

次に、12ページをお開きください。

港湾整備事業特別会計についてであります。総務費につきましては、人件費などの一般管理費のほか、埠頭用地や荷役機械などの維持管理を行うための施設管理費から成っており、これらにより、特別会計において運営している港湾施設の維持管理を実施したところでございます。

次に、13ページをお開きください。

港湾建設費につきましては、管理組合が施工した単独事業により、港湾施設の整備を実施したところでございます。

以上、ご説明申し上げました令和5年度石狩湾新港管理組合各会計歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定を得ようとするものでございます。

以上、報告第1号につきましてご説明申し上げました。

最後に、報告第2号、専決処分報告につき承認を求める件につきましてご説明いたします。

お手元の議案（報告書その2）をご覧ください。

この件は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和6年9月4日付で専決処分いたしました石狩湾新港管理組合監査委員の選任について、同条第3項の規定により、議会の承認を得ようとするものでございます。

以上、提出いたしました案件につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（佐藤禎洋君） 次に、決算審査意見に関し、監査委員の説明を求めます。

代表監査委員深瀬聡君。

○代表監査委員（深瀬聡君） 令和5年度石狩湾新港管理組合一般会計及び港湾整備事業特別会計の歳入歳出決算に係る審査意見に関しまして、その概要をご説明申し上げます。

地方自治法第233条第2項に基づき、監査委員の審査に付された、この決算の審査に当たりましては、決算の計数は、関係諸帳簿や証書類と符合し、正確であるか、また、予算の執行は経済的かつ効率的になされているか、さらに、収入や支出、財産管理等の財務に関する事務が関係法令等に準拠し、適正に処理されているかといった点を重点として、定期監査及び例月出納検査の結果なども踏まえまして、慎重に審査をいたしました。

その結果、歳入歳出決算の計数は、関係諸帳簿や証書類並びに石狩湾新港管理組合指定金融機関の公金取扱高と符合し、相違ないことを確認いたしました。

また、予算の執行及び収入、支出、財産管理及び財務に関する事務につきましても、総体として適正に執行されたものと認めたところでございます。

以上が令和5年度歳入歳出決算に係る審査意見の概要でございます。

1. 質疑並びに一般質問

○議長（佐藤禎洋君） これより、質疑並びに一般質問に入ります。

質問通告がありますので、順次、これを許します。

佐々木大介君。

○11番（佐々木大介君） それでは、私から、通告に従いまして、順次、質問させていただきます。

初めに、本港の取扱貨物量の動向と輸出促進について伺います。

本組合議会では、港湾における脱炭素化の取組推進や、海上コンテナ輸送による水産品等の輸出促進、今後見込まれる一般海域における洋上風力発電の建設や、ラピダス社を中心とした半導体産業の進出に係る港湾の役割について知見を深めるため、世界でも先行して取組が進んでいる台湾にて海外港湾事情調査を実施し、先ほどの協議会においてもその報告書が提出されているところです。

台湾では国際コンテナのハブ港である高雄港や、洋上風力発電の産業拠点として港湾整備が進められている台中港を視察し、港湾運営を行う台湾港務様から説明を受け意見交換を実施したほか、洋上風力発電のトレーニングセンターの施設状況や人材育成の取組などについて調査を行いました。

また、台北ではデンマークを本社とするN I R A S社の台湾オフィスを訪問し、欧州における洋上風力発電プロジェクトの取組実績や台湾での取組について説明を受け意見交換を行ったところです。

今回の海外港湾事情調査では、調査港湾の規模や運営体制、一般には公開されていない訓練センターの施設内部を見ることができるなど、現地調査ならではの貴重な機会だったというふうに評価をしています。

そこで、海外港湾事情調査を踏まえて、本港の取扱貨物等の状況について、以下伺ってまいります。

昨年度の本港における取扱貨物量は、バイオマス発電所の営業運転の開始による木材チップや再利用資材等の取扱量が増加したことから、港湾全体としての取扱貨物量は増加しているとのことであります。

将来的にも、L N G火力発電所の2号機の計画、また、東地区における国際物流ターミナルの整備も進められていることから、L N Gをはじめとするエネルギー関連や鉄スクラップなどの取扱いの増加が見込まれているところです。

そこで、本港の令和4年と5年のエネルギー関連及び鉄スクラップの取扱貨物量の内訳や推移について伺うとともに、過去5年間の取扱貨物量の動向について伺います。

次に、水産品の輸出について伺います。

中国による日本産水産物の輸入停止などの影響もあり、昨年度の本港における水産品の取扱量は減少をしています。

一方で、道内の水産物においては、新たな販路の拡大に向けた取組を進められてきていると承知をしており、本港としても貨物量の増加に向け取組が必要であるというふうに考えます。

本港における令和4年と5年の水産品の取扱量の推移と、また、今年度、令和6年の動向について伺います。

次に、管理組合では、国内での説明会の開催といったポートセールスも行っており、本港は、再生

可能エネルギーをはじめとしたエネルギー供給拠点としての位置づけが高まっているところですが、北海道は、農業や水産業、林業といった1次産業が基幹産業でもあり、本道に位置する港湾として、こういった1次産業の振興に向けた輸出促進などにも取り組んでいく必要があると考えます。

管理組合として、道内産品の輸出促進にどのように取り組んでいく考えか、伺います。

次に、報告第1号のうち、一般会計、第2款の総務費、港湾管理業務について伺います。

近年は、燃料や資材費、人件費の高騰などにより、港湾施設の管理経費が上昇傾向にあり、総務費においても事業費が増加をしているところです。中でも、石狩湾新港港湾警備業務における決算額は、令和4年度の3321万980円に対し、令和5年度決算では4492万3120円と、1171万2140円、前年比35%の増加となっており、特に経費増加の割合が大きくなっています。

この警備業務費用の増加要因を伺うとともに、港湾管理経費の上昇に今後どのように対応していく考えか、伺います。

○議長（佐藤禎洋君） 管理者鈴木直道君。

○管理者（鈴木直道君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

本港の取扱貨物量の動向と輸出促進に関し、道産品の輸出措置、輸出促進についてであります。今度の基幹産業である農林水産業が将来にわたり持続的に発展していくためには、海外需要の積極的な取り込みや、特定の国や品目に偏らない輸出の多角化などに取り組むことが重要であります。

このため、本港では、輸出促進に向け、国際ハブ港湾である韓国釜山港との定期航路により、世界とつながる海上輸送ネットワークを構築するとともに、本港を含む道内6港が連携した農水産物輸出促進計画に基づき、輸送効率化のための小口混載施設や、品質保持を図るための施設出入口のエアカーテンのほか、冷凍冷蔵コンテナの電源設備を整備するなど、物流機能の強化に取り組んできたところでございます。

管理組合といたしましては、輸出関連企業などを対象とした国際物流に関するセミナーへの参画をはじめ、様々な機会を通じて、小口混載や生鮮品輸出に対応したコールドチェーンを備えた本港の強みを積極的にPRするなど、今後とも、関係機関や物流関連企業の皆様と連携しながら、本港を利用した道産品の輸出促進に向けて取り組んでまいります。

なお、その他のご質問につきましては、専任副管理者から答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 佐々木議員の質問にお答えいたします。

初めに、本港の取扱貨物量の動向と輸出促進に関し、まず、エネルギー関連などの貨物量についてであります。本港におけるLNGや石油類などの化学工業品は、令和4年が約413万トン、令和5年が約415万トンとなっており、この2年を比較いたしますと、ほぼ横ばいで推移しております。

金属くずなどを含む特殊品につきましては、令和4年と令和5年は、いずれも約36万トンとなっております。

また、これらの過去5年の取扱貨物量の動向は、化学工業品につきましては、LNGが安定的に推移しているものの、石油類の減少が主な要因となり、全体として減少傾向となっております。

一方、特殊品につきましては、堅調な金属くずのほか、パーム椰子殻などの再利用資材が増加していることもあり、全体として増加傾向でございます。

次に、生産品の取扱貨物量についてであります。本港における水産品は、令和4年が約5万6000トンであり、令和5年は、主に中国向けの輸出が減少いたしましたことから約4万トンとなり、前年と比べて3割弱減少したところでございます。

また、本年の動向といたしましては、税関の速報値などによりますと、ベトナムやタイなど、東南アジアへの輸出が増加しております。

最後に、港湾管理業務についてであります。本港における警備業務は、テロ対策を目的とした海上人命安全条約、いわゆるSOLAS条約に対応するため、外航船の接岸時などに埠頭内への荷役業者の出入り管理を行う立哨警備や、港湾内を24時間体制で点検監視する巡回警備を民間の警備会社に委託しているところでございます。

令和5年度における警備業務費用の増加につきましては、令和4年度と比較して人件費が増加したことや、立哨警備の時間が増加したことが主な要因でございます。

管理組合といたしましては、今後とも、積極的にポートセールスを行い利用増加を図るなど、安定的な使用料収入による管理経費の確保に取り組みながら、適正な港湾管理運営に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 佐々木大介君の質問は終了いたします。

武市尚子君。

○10番（武市尚子君） 通告に従いまして、報告第2号の専決処分報告につき承認を求める件について、幾つか伺いたいと思います。

まず、監査委員の選任についてであります。報告によると、監査委員のうち、深瀬氏について、議会の同意を得ず選任が行われ、専決処分となったとのことですが、本来、議会の同意を得るべきではなかったのでしょうか、管理者の認識をお伺いいたします。

また、なぜ、議会の同意なく専決処分が行われたのか、その理由や経緯をお伺いいたします。

今回の件はどこでも起こり得る事務的なミスによるものと認識はしておりますが、再発防止についてどのような検討が行われたのか、お伺いいたします。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 武市議員の質問にお答えいたします。

専決処分報告につき承認を求める件に関し、まず、監査委員の選任についてであります。管理組合の監査委員につきましては、石狩湾新港管理組合規約第16条の2において、管理者が組合の議会の同意を得て選任すると規定されてございます。

このため、本年8月5日に任期が満了した監査委員につきましては、本来、8月8日開催の第2回定例会において議会にお諮りし、同意をいただいた上で選任すべきものと認識しております。

このたびの事案は、担当グループにおいて選任に係る事務を失念したことに起因するものでございます。組織として防ぐことができなかったことを重く受け止めており、管理組合議会議員の皆様に対し、深くおわびを申し上げます。

次に、専決処分についてであります。8月26日の事案判明後、今後の監査事務への影響について確認したところ、直近で9月5日に例月出納検査、翌6日に定期監査を行われることから、影響を回避するためには、9月4日までに監査委員の選任を行う必要がございました。

このため、管理組合では、直ちに臨時会について検討したところではございますが、招集に係る調整や事務を行うための期間が極めて短く、期限までに開催することが困難でございましたことから、事前に各議員の皆様へ事情をご説明させていただいた上で、9月4日に専決処分を行ったところでございます。

最後に、再発防止策についてであります。管理組合では、このたびの事案の発生を受け、速やかに類似事務を含む事務事業の総点検及び臨時の職場研修を行ったところでございます。

また、これらと並行して、事案の検証を行った上で、今後、組織として確実に業務の進行状況を把握し、チェック機能が働くように再発防止に向けた検討を進め、本件と同様に数年に1度必要となる事務を含む重要事務の進行管理を行う統一フォーマットを整備するとともに、職員の負担にできる限り配慮した形で運用するという考えの下、既存の定期会議等を活用し、組織全体で確認するなどの対応策を先月中に取りまとめ、今月から取り組んでいるところでございます。

管理組合といたしましては、今後、こうした取組を通じて、職員の意識向上や組織としての確認体制の強化を図り、適正事務の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○10番（武市尚子君） ただいま、再発防止について答弁をいただきましたが、事務的なヒューマンエラーに関してもっと気をつけるようにする、または、確認を徹底するということが有効な再発防止策にならないのは、様々な事故調査や原因分析に関する知見上、明白であると考えております。

そこで、以下、指摘をさせていただきます。

統一フォーマットの整備など事務負担軽減に向かう取組がなされているようですので、そちらもぜひ進めていただきたいと思います。そもそも選任、再任の手続は、その方につき、4年に1度のことであり、日常業務の中で常に気をつけているというものも現実的ではありません。

また、3人の監査委員がそれぞれ選任の時期、年月日が異なると聞いております。規定上、監査委員の任期が4年とされてしまっているため、誰かが途中で退任されて新たに選任されると、その都度、任期が切れる時期がばらばらになっていくという現象が起こっているということでもあります。

任期の終わりが3人ともそろっていれば、任期を全うしていただいた場合には、4年に1度、決まった月に選任、再任の手続をすればよいということになりますので、任期を4年以内と規定を改定し、任期の途中で退任や選任という事象が発生した場合には、所定の改選時期までの任期を務めていただくようにして、常に3名の任期の周期がそろうようにしていただくようにしたほうが合理的であると思っている次第であります。

以上、指摘とさせていただきます。

○議長（佐藤禎洋君） 武市尚子君の質問は終了いたしました。

中村吉宏君。

○6番（中村吉宏君） 石狩湾新港における今後の港湾振興とポートセールスについて伺います。

本年10月、当石狩湾新港管理組合議会で、台湾に海外港湾事情調査に赴きました。台湾高雄港では、コンテナ貨物の取扱貨物量が年間1280万TEUとのことであります。

令和5年度の取扱貨物量のデータでは、石狩湾新港の対台湾外貿貨物量が輸出が1万4944トンで、5%を占めていると示されておりますが、輸出については数字上では示されておられません。輸出品目はどのようなものがあるのか、また、輸入についてどのような品目がどのぐらいの取扱量があるのか、示してください。

今回、議会の海外港湾事情調査で訪問した台湾高雄港は、ハブ港湾であり、トランシップ貨物の集荷に注力をしているとのことです。

台湾高雄港への積極的かつ緻密なポートセールスにより、貨物の情報等を精査させてもらうことで、石狩湾新港で取扱いのない国の貨物を取り扱う可能性も出てくるものと考えます。

この点、今回、議会が訪問したことをきっかけに、さらなるポートセールスの充実を図ってほしいと考えますが、見解をお示してください。

また、同港は、荷役機器のオートメーション化も図っており、効率化に向けた取組を行っているとのことでした。

石狩湾新港においても、こうした取組を行うことで業務の効率化を図るとともに、現在、深刻化し、石狩湾新港地域においても今後発生するかもしれない人員不足への対応にもつながるものと思います。

石狩湾新港における荷役については、民間事業者が行っている状況ですが、港湾における設備等々の管理を行う点や今後の港湾振興の観点からも、民間事業者も含め、このオートメーション化について、調査、情報収集を進め、対応に向けた協議を行うなどの行動は必要なのではないかと考えますが、この点についても考えを示してください。

さらに、外貿貨物の関連では、貨物取扱量のランキングで、中国やシンガポールの港湾が常に上位を占めております。

石狩湾新港における両国との取扱量では、令和5年度のデータを見ると、対中国の輸出が6.4%で、輸入についてはデータのグラフ上では数値が示されておられません。

他方、対シンガポールの貨物は輸入で20.1%と示されておりますが、輸出については特に示されておられません。

対中国の輸入及び対シンガポールの輸出の状況について、品目や取扱量を示した上で、両国との輸出入に関する現状での特徴などを併せて教えていただきたいと思います。

さらに、今後、国際的に取扱貨物量の多いこの両国との取引促進を目指し、輸出入バランスの向上も目指しながら、さらにポートセールスを強化するべきと考えます。今後の考え方をお示してください。

以上、再質問を留保して質問を終わります。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 中村議員の質問にお答えいたします。

今後の港湾振興とポートセールスに関し、まず、台湾との外貿貨物量についてであります。本港における令和5年度台湾からの輸入量は全体で1902トンであり、品目別では、全て産業機械となつて

いるところでございます。

また、台湾への輸出量は全体で1万4944トンであり、品目別では、金属くずが1万2500トンで、全体の約84%を占めており、次いで、再利用資材が2218トンで全体の約15%となっておりますほか、水産品が112トン、その他が114トンとなっているところでございます。

次に、高雄港などへのポートセールス等についてであります。台湾は、近年、本道からの輸出が増加傾向にあり、議会の皆様が訪問された高雄港や台中港との関係づくりは、輸出入の促進に取り組む本港のポートセールスを行う上で有用であると考えているところでございます。

また、荷役のオートメーション化につきましては、港湾機能の強化や荷役の効率化の観点から、先進的に取り組んでいる港湾の事例など、関連する情報を収集いたしまして、今後、民間企業との連携の在り方などについて検討する際に生かしてまいります。

次に、中国及びシンガポールとの輸出入の特徴についてであります。本港における令和5年度の中国からの輸入量は全体で7万9848トンであり、主な品目は、融雪剤などの化学薬品が約34%を占め、その他として、家具や食品など約40品目が輸入されております。

また、輸出量は全体で1万9142トンであり、主な品目は、水産品が約59%を占め、その他として、飲料や輸送用容器など約20品目となっております。

一方、シンガポールからの輸入量は全体で26万8393トンであり、主な品目は、LNGが約99%を占め、その他として製造食品など2品目となっております。

また、輸出量は全体で452トンであり、主な品目は、チョコレートなどの製造食品が約53%を占め、その他として、米や水産品など5品目となっております。

最後に、今後のポートセールスについてであります。管理組合では、輸出入の促進に向け、物流関係者を対象とした展示会における本港のPRや、コールドチェーンに対応した港湾機能の充実など、ハード・ソフト両面から取組を推進してきたところでございます。

こうした取組の積み重ねにより、現在では、週3便の外貿定期コンテナ航路が出航しており、国際ハブ港である釜山港などを基点として、中国やシンガポールといったアジア圏をはじめ、世界各国の港と結ばれております。

管理組合といたしましては、特定の品目等に偏らない輸出の多角化など輸出入コンテナのバランスを勘案しながら、本港の国際海上輸送ネットワークを活用し、さらなる輸出入の促進に向け、今後とも積極的なポートセールスに取り組んでまいります。

以上でございます。

○6番（中村吉宏君） ご答弁ありがとうございます。

1点だけ再質問させていただきます。

先ほど、対シンガポールの輸出について伺いました。その中で、対シンガポールの輸入量が26万トン、そのうちLNGが99%を占めているというご答弁でした。

このLNGは、今後も継続して輸入の期待ができる品目なのかどうか、この点を確認させていただきます。

それとこれは質問ではないのですが、我々が事情調査を行った台湾の港湾との関係づくりとい

うのが輸出入促進に取り組む石狩湾新港のポートセールスを行う上で有用だとの見解でありましたので、今後の具体的なポートセールスの実施に期待をいたしておりますということを申し添えます。

再質問は以上です。

○議長（佐藤禎洋君） 専任管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 中村議員の再質問にお答えいたします。

シンガポールからのLNGの輸入についてであります。本港では、平成24年からLNGを取り扱っておりますが、シンガポールからの輸入は令和5年のみとなっていることに加え、令和6年についても現時点で実績がないことから、継続的な輸入につながるものではないと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 中村吉宏君の質問は終了いたしました。

小貫元君。

○4番（小貫元君） 2023年度決算及び2024年度特別会計補正予算について質疑します。

まず、母体負担についてです。

一般会計では、歳出総額は23億19万7000円と、過去10年で最大となりました。特別会計の歳出総額は16億2337万4000円で、こちらは過去10年で2番目となっています。一般会計と特別会計を合わせると、39億2357万1000円でした。

近年で、この額を超えている年度は2013年度で、このときは、中央地区の土地売却に伴う元利金債の繰上償還分として約34億円の支出という特殊事情の下、特に決算規模が大きい年度でした。このことを踏まえれば、2023年度は、多額の支出を行った年度であることが最大の特徴です。

これらの事業を実施する財源の裏づけはどうだったのか。歳入では、使用料収入で、一般会計と特別会計合計で前年度比1億7425万4000円増加しましたが、占用料を除くと3627万6000円の増加で、多額の支出を支える増収となっていません。その結果、母体負担金が2年連続で上がりました。

管理組合は、母体負担の軽減に努めると言いますが、結果として母体負担が軽減された決算だと言えますか、お答えください。

次に、使用料収入についてです。

占用料は、前年度から1億3798万円の増収で、1億5614万円となりました。当初予算では1億4482万8000円から1131万円の増額です。使用料全体では、一般会計で、当初予算比114%、特別会計で111%と、合わせて7374万円の増額となりました。過去5年では最大の乖離です。

どのような理由で当初予算より増収となったのか、岸壁使用料、占用料について説明してください。

当初予算編成時に使用料収入を低く見積もり、不足分を負担金として計上しているのではありませんか、お答えください。

このように、一般会計の使用料収入は例年と比べて増収となりましたが、特別会計では、前年度比では増収になったものの、前年度との比較では約1800万円の減収です。荷役機械使用料が5年前と比較して約1億円の減収です。特に、西地区の荷役機械は約9000万円の起債償還額であるにもかかわらず、収入の担保がありません。

私は、これまで、王子エフテックスに支払いを求めるよう質問してきましたが、管理組合は応じて

いません。償還はあと3年続き、約2.6億円です。今年度を含め3年、収入の見込みなく償還を続けるのか、新たな貨物の利用を見込むことだけでなく、どうすればこの負担が軽減されるのか、検討すべきではありませんか。

また、償還終了後の維持管理費は年間どの程度を見込んでいるのですか、お答えください。

次に、歳出についてです。

使用料収入が貨物取扱量に関連する収入では伸び悩んでいる下で、継続的な収入確保が担保されているとは言い難い状況です。

一方で、歳出について、大きく伸びている科目は何か、2023年第1回定例会で、管理組合は、国直轄事業負担金などの港湾建設費が増加したことを挙げていたように、一般会計では、港湾建設費と諸支出金です。

港湾建設費では、10年平均で約4.3億円に対し、昨年度は7.3億円と、168%になりました。東地区の直轄事業の管理者負担は4億4854万7000円であり、東地区の整備は、特別会計では、埠頭用地造成工事として7億5738万円を支出しています。約12億円というあまりにも多額の予算を東地区につぎ込んでいたのが2023年度決算でした。

東地区の整備によって、鉄スクラップの輸出、バイオマス燃料の輸入に寄与するとされています。このうち、バイオマス燃料については、過去の答弁から約22万トンを入力するとしています。バイオマス燃料の2023年の実績、今後の動向を示してください。

管理組合によれば、2023年11月までは樽川1号・2号岸壁、同年12月以降は西1号岸壁で取り扱っているとのことでした。

東地区の整備の理由の一つがバイオマス燃料の取扱いですから、東地区整備後は東地区の取扱いになることと想定されます。

しかし、管理組合は、今後もPKSを燃料とした同様の施設の立地が期待されるから、西地区の荷役機械を利用したバルク貨物の需要が見込まれると答弁しています。

PKSの取扱いについて、西地区で取り扱うのか、東地区で取り扱うのか、今後の見通しについて示してください。

バイオマス燃料は、持続可能性を確保することが必要です。特に、PKSについては、今年4月から、第三者認証を取得したPKSのみが使用されることとなります。今後、日本全体の需要に対し、認証品の供給が大幅に不足することも予想されています。

このような変化も踏まえ、PKSの輸入が今後どの程度増えると想定しているのですか、お答えください。

組合債と公債費との関係では、一般会計で借金返済が4.2億円、新たな借金が4.6億円と、4000万円の借金増となりました。

特別会計では、借金返済が4億円、新たな借金が7.7億円で、約3.7億円の借金を背負いました。

東地区の事業で単年度に実施する事業量としては、財政的な負担が大きかったと考えませんか。先ほどのPKSの供給問題も含め、事業を中止すべきですが、少なくとも、これまで管理組合の効率的、効果的な事業の執行という点では、年間事業量を見直すべきだったと考えませんか、お答えください。

あわせて、補正予算で債務負担行為の設定が提出されていますが、じっくりと見直した上で提出すべきです。取り下げを求めます。お答えください。

諸支出金は10年平均で約2.9億円から、2023年度約6.6億円へと、225%と大幅に増加しています。ここには民事執行申立ての事務事業分約2.4億円が含まれますが、それを差し引いても増加しています。

その中でも、1基目のガントリークレーンは維持管理費で1億1000万円もかかり、単年度収支は9500万円の赤字です。歳入は、2基合わせても3723万4000円であり、この10年で、前々年度に次ぐ少なさです。歳入が減っています。その結果、2基体制の下で、累計収支は17億2128万円の赤字となっています。

関連して、コンテナ貨物についてです。

2023年港湾統計年報におけるコンテナ貨物量は26万473トンでした。前年比91%の2万5175トン減少です。ガントリークレーンが稼働停止した2019年度を除き、過去10年で最も少ない取扱量でした。

実入りコンテナ個数は3万1741TEUで、これは2022年度よりは若干増えたものの、過去10年では2022年に次ぐ少なさです。

管理組合は、ガントリークレーンの収入が2基体制以降減少している要因、貨物量が落ち込んでいる要因がどこにあるとお考えですか。

管理組合は、2基体制はコンテナ物流の安定的な確保に資するとして、2基体制での運用は必要と述べています。

管理組合は、収支が黒字になるのは2038年度までかかると言っています。それまでは税金で穴埋めするというものです。これは、現在稼働しているガントリークレーンをそのまま2038年度まで稼働させる前提での試算ですが、その頃には、2基目のガントリークレーンも維持管理費で1億円単位の支出が必要になるのではないですか。絵に描いた餅だと思いませんか。お答えください。

最後に、地元企業への受注機会の確保について質問します。

この問題は、これまでも繰り返し取り上げてきましたが、依然として、小樽市内の企業が受注する割合が低い実態にあります。

決算説明書の主要な施策の成果に記載の事業のうち、本社が小樽市にある企業が受注した金額はゼロ、同様に、石狩市が16%の2億2925万円、その他で11億9850万円です。

小樽市に営業所がある企業が受注した金額にすると4億5248万円になりますが、これは1社の受注、一つの事業しか受注できていません。引き続き、地元企業の受注機会確保のための対応を求めます。管理者の見解を示してください。

再質問は留保します。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 小貫議員の質問にお答えいたします。

令和5年度決算及び令和6年度特別会計補正予算に関し、まず、母体負担金についてであります。令和5年度におきましては、使用料収入が前年度決算額より約1億7400万円の増額となったものの、無許可で使用されている港湾施設の明渡しを求めるための民事執行申立てに係る費用として約2億4000万円を要したことから、母体負担金は前年度決算額より約6600万円の増額となったところでござ

います。

管理組合といたしましては、引き続き、効果的、効率的な事業の実施などに取り組み、母体負担金の軽減に努めてまいります。

次に、令和5年度当初予算からの増収要因についてであります。岸壁使用料につきましては、主に洋上風力発電工事に使用した船舶の使用時間が当初想定よりも増えたことによるものであり、また、占用料につきましては、主に洋上風力発電施設に係る水域占用の期間及び面積が当初想定よりも増えたことによるものでございます。

次に、使用料収入の予算編成についてであります。管理組合では、過去の実績を基に、かつ、社会経済情勢による影響も考慮し、見込額を当初予算に計上しているところでございますが、令和5年度の当初予算編成時におきましては、事業者による洋上風力発電事業の詳細な工事工程が確定していない中で概算値を使用せざるを得なかったため、実績ベースでは、当初見込みと変更が生じ、その結果、例年を上回る使用料収入となったところでございます。

次に、起債償還についてであります。西地区の荷役機械の利用に向けましては大型船により大量輸送されるバルク貨物を背後ヤードへ効率的に荷さばきが可能であるといった当該施設の特徴をPRしながら、企業に利用を働きかけているところでございます。

管理組合といたしましては、引き続き、積極的に当該施設の利用を企業に働きかけるとともに、負担軽減に向けて検討してまいりたいと考えております。

次に、西地区の荷役機械の維持管理費についてであります。管理組合では、機械設備及び電気設備の点検や動作確認などの費用として、現時点で年間2900万円程度を見込んでおりますほか、今後、必要に応じて消耗品の交換や修繕が生じるものと考えているところでございます。

次に、バイオマス燃料の実績と今後の動向についてであります。令和5年におけるバイオマス燃料の取扱い実績は約20万4000トンとなっているところでございます。

また、今後の動向につきまして、発電事業者からは、これまでの計画と変わらず、年間約22万トンの使用を予定していると聞いているところでございます。

次に、パームヤシ殻、いわゆるPKSの取扱いについてであります。現在、石狩湾新港地域で運転中のバイオマス発電施設で燃料として使用されているPKSについては、西1号岸壁で取り扱っているところでございますが、本地域においては、新たに複数のバイオマス発電施設の立地が期待されておりますことから、今後、PKSの取扱いが西1号岸壁に集中した場合、円滑な岸壁利用が難しくなる見込みでございます。このことから、現在進めている東地区国際物流ターミナル整備事業の完了後は、西地区と東地区の両地区における岸壁を有効に活用しながらPKSを取り扱うことが望ましいと考えているところでございます。

次に、PKSの輸入動向についてであります。国の再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用しているバイオマス発電所においてPKSを燃料とする場合は、本年4月から第三者認証を取得したPKSの使用が義務化されたと承知しております。

このような中、石狩湾新港地域の発電事業者は、既に認証を取得したPKSを使用しており、現時点において、このたびの認証制度による影響はないと聞いているところでございます。

管理組合といたしましては、引き続き、こうしたPKSの需給状況について注視してまいります。

次に、東地区の事業についてであります。本道企業による鉄スクラップの輸出先が遠方化している中、海外の鉄リサイクルメジャーとの厳しい競争にさらされており、大型船を満載で利用した輸送の効率化による国際競争力の強化が喫緊の課題となっております。

こうした中、現在、本港で使用している岸壁は大型船に満載で積み込むために必要な水深が確保できていないことから、大量輸送によるコスト削減が図られていない状況にあります。このため、本事業の早期完成は、国際競争力の強化を図る上で大変重要であると認識しており、鉄リサイクルの事業団体からの早期供用を強く望まれているところでございます。

管理組合といたしましては、母体負担に十分配慮しつつ、全体の整備計画を踏まえ、現場状況に応じた年間工事量を検討した上で、国への予算要望を行っているところでございます。

次に、債務負担行為の設定についてであります。建設業の働き方改革を推進するため、公共事業の発注者として、施工時期の平準化や余裕ある工期の設定などに取り組むことは大変重要であると考えております。

このため、管理組合では、ゼロ債務負担行為を活用して、翌年度にわたる柔軟な工期設定をすることにより、工事の円滑な実施や、人材、資機材の効率的な活用を図り、工事現場の労働環境の改善等に寄与しようとするものであります。

また、本港におきましては、海象が静穏な時期を十分活用した施工が可能となり、施工の安全性向上や品質確保にもつながることから、東地区埠頭用地造成工事の一部について、ゼロ債務負担行為の限度額を設定したいと考えております。

次に、コンテナ貨物についてであります。令和2年に2基目のガントリークレーンを設置して以降のコンテナ取扱個数は、令和3年が5万6642TEUであり、令和4年が4万3163TEUとなっております。

それに対し令和5年は4万8121TEUであり、令和4年と比べ約11%増加しているものの、令和3年と比べると約15%減少しており、これに伴いガントリークレーンの使用料収入も減少しています。

また、この要因につきましては、為替変動による輸入控えや物価高騰による購買意欲の低下など、様々な要因が考えられるところでございます。

次に、ガントリークレーンの収支についてであります。管理組合では、荷役機械の安全かつ適切な稼働を確保するため、定期的な保守点検の結果に基づき、必要な整備を行っているところであり、その年の整備内容により費用は増減するところでございます。

令和5年度の支出につきましては、供用開始から20年以上経過した中で、初めての非常ブレーキの交換を実施したため、整備費用が増加したものでございます。

一方、歳入につきましては、荷役機械の使用料のほか、コンテナの取扱いに必要な荷さばき地の使用料などについても、その年により変動するものの、安定的な収入が見込まれるところでございます。

管理組合といたしましては、今後の収支の見通しについて、堅調な使用料収入の想定の下、令和20年度には単年度収支の改善が図られるものと考えております。

最後に、受注機会の確保についてであります。管理組合では、これまでも一般競争入札の実施に

当たりましては、事業の規模や企業の技術力を勘案しながら、全ての工事等において、地元企業の入札参加が可能となる要件を設定することにより、受注機会の確保を図っているところでございます。

管理組合といたしましては、引き続き、入札の透明性や競争性を確保しながら、地元企業の受注機会の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 小貫元君。

○4番（小貫元君） 再質問をいたします。

まず、母体負担についてです。

私は、母体負担が軽減された決算と言えたのですかということ聞いたのですけれども、軽減されたのか、軽減されなかったのか、その辺をお答えください。

次に、バイオマス燃料の関係で、取扱い実績は約20万トン、新たに複数のバイオマス発電の立地が計画されているということでしたけれども、取り扱う岸壁は東と西両方だというのですね。どっちが優先的に利用されることになるのか、お答えください。

東地区でPKSを取り扱う計画は、現時点では想定できないのではないのでしょうか、これもお答えください。

PKSの需給状況について注視するという答弁でした。

PKSは副産物ですから、これ以上増えるということは考えにくい燃料です。つまり、供給を増やすことが難しい燃料になります。

加えて、円安の影響で輸送コストが高まっている状況です。

管理組合として、全国的な今後のPKSの需要と供給について、どのように想定しており、複数のバイオマス発電所でPKSを燃料とすることが現実的だと考えているのでしょうか、考えを示してください。

次に、東地区の整備について、事業団体から早期の供用が望まれているのだ、こういうことですが、しかし、その裏づけが必要なのですね。予算が限られていて、しかも、特別会計の収支改善が必要な中で、それでも実施していくのかということが問われているわけです。

今回の質問では、私もぐっところえて、事業を直ちに中止せよという聞き方はしていないのです。年間事業量を見直すべきだと聞きました。答弁では、年間工事量を検討した上で予算要求を行っていると言うのです。

この予算要望は、単なる工事量ではなくて、単年度の事業費ベースで検討して行うべきではありませんか。

最後に、ガントリークレーンについて、答弁では、今年度の支出が増えたところで、1基目の部分で、供用開始から20年以上経過した中で、初めて非常用ブレーキを交換したのだと、それで増えたのだということを答弁していましたけれども、ということは、やはり2038年度、2基目のガントリークレーンも老朽化するわけですが、やはり多額の維持管理費が必要になるのではないかということ聞いたのですが、単年度収支は改善できるとしか答えてくれませんでした。

2038年度の想定として、年間維持費が1億円規模にならないと言い切れますか、お答えください。

以上です。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 小貫議員の再質問にお答えいたします。

初めに、母体負担の軽減についてであります。令和5年度決算におきましては、使用料収入の確保などに努めたものの、民事執行申立てに伴う費用を要したことから、母体負担金が前年度決算より増額となったところでございます。

次に、PKSの取扱いについてであります。現在、PKSを取り扱っているのは西1号岸壁でございますが、将来、当該岸壁の利用が集中した場合には、整備完了後の東地区の岸壁も有効に活用しながらPKSを取り扱うことになると考えてございます。このことによって、バイオマス発電事業者のより確実な燃料調達や安定的な運営に寄与するものと考えているところでございます。

次に、PKSの需給についてであります。国内におけるバイオマス発電施設の発電量とPKSの輸入量につきましては、ともに増加傾向にあると承知しております。

管理組合といたしましては、石狩湾振興地域において新たにバイオマス発電施設の立地が期待されておりますことから、本港における当該燃料のさらなる取扱いを見込んでいるところでございます。

次に、東地区の整備についてであります。毎年度の事業費については、全体の事業計画における整備スケジュールを踏まえた中で、社会経済情勢の変化や施工の難易度、現場条件などによりまして影響を受けることから、平準化することは難しいと考えており、管理組合では、母体負担に十分配慮しながら、早期完成に向け、国へ要望しているところでございます。

最後に、ガントリークレーン2号機の維持管理費についてであります。年間の維持管理費につきましては、保守点検のように業務内容が明確であり、将来の費用についておおむね見込むことができるものもございしますが、発生した事象に対して、適時に行う整備や修繕につきましては、発生の時期や箇所、規模などについて推測しかかる費用を推算することは困難でありますことから、現時点において、令和20年度の維持管理費についてお示しすることは難しいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 小貫元君。

○4番（小貫元君） 再々質問をいたします。

母体負担についてですけれども、繰り返しになるわけですから、答弁では、決算額が前年度より増えたということは答えてくれているのですけれども、私が質問している母体負担が軽減されたか否かというところについては、かたくなに答えてくれないわけです。しっかりと答えていただきたいと思います。

もう一つ、PKSの取扱いについて、今は西1号岸壁だけれども、将来的に増えたら東地区だという答弁です。

これまで、管理組合の答弁では、西が木材チップを使わなくなったから空いているのだと。だから、そこで荷役機械もあるからPKSはそこで使います、こういう答弁をしてきたのですけれども、しかし、国の再評価で、東地区の整備については、PKSも取り扱うのだということで予算額を増額してまで進めているわけです。だから、これまでの答弁と、国が出した資料との整合性が取れていないか

ら今回聞いているのですよね。

答弁でも、どうもはっきりしないというのですけれども、どの程度のPKSが取扱いになったら西1号岸壁があふれて、いつ頃から東地区に岸壁を利用する計画なのか、もうちょっと具体的に示してください。

PKSの全国的な需給状況について聞きました。

輸入量が増加している、つまり、需要も供給も増えているのだということなのですね。

ただ、そういう需要が増加している状況の下で、副産物であるPKSが安定的に供給される見通しについて、管理組合としては確実なものかと捉えているのか、認識を示してください。

以上です。

○議長（佐藤禎洋君） 専任副管理者折谷徳弘君。

○専任副管理者（折谷徳弘君） 小貫議員の再々質問にお答えいたします。

初めに、母体負担の軽減についてであります。令和5年度におきましては、民事執行申立てに伴う費用を要したことにより、母体負担金が前年度決算額より増額となりましたことから、結果といたしまして、前年度と比べると、母体負担の軽減等はならなかったところでございます。

次に、PKSの取扱いについてであります。PKSに限らず、バルク貨物における岸壁の利用につきましては、その時々々の岸壁と背後ヤードの使用状況や使用している企業の活動状況等を総合的に勘案し、利用可能な岸壁や日時等が決められるものでございますが、特定の岸壁に利用が集中し、混雑する場合は、他の利用可能な岸壁について調整するのが一般的であり、東地区の整備完了後における発電事業者のPKSの調達計画が不明な中で、具体的にお示しすることは難しいと考えおります。

最後に、PKSの供給についてであります。我が国におけるPKSの輸入量につきましては、近年、新たなバイオマス発電所の稼働に伴い増加傾向にあると承知しておりますが、世界的な社会経済情勢が変化する中で、将来の供給見通しを確実性をもってお示しすることは難しいところであり、引き続き需給動向を注視してまいります。

以上でございます。

○議長（佐藤禎洋君） 以上で、通告のあった質問は終了いたしました。

これをもって、質疑並びに質問を終結いたします。

1. 討 論

○議長（佐藤禎洋君） これより、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

小貫元君。

○4番（小貫元君） 日本共産党を代表して、議案第1号、令和6年度港湾整備事業特別会計補正予算は否決、報告第1号、令和5年度各会計歳入歳出決算は不認定の立場を表明して討論を行います。

日本海側には、石狩湾新港と小樽港の二つの重要港湾があります。この二つが限られた港湾貨物を分け合っているのが現状です。

小樽港は天然の良港です。しかし、石狩湾新港は砂地に無理やりつくった港です。石狩湾振興への巨額の投資は、道内各港の国家予算も奪うこととなります。この前提を踏まえて、討論をします。

令和5年度の決算では、2年連続で母体負担金が増加する結果となりました。管理組合は、民事執行申立てに係る費用を強調しますが、使用料収入では、占用料で大幅に増加しています。問題は、東地区の岸壁と埠頭の整備です。

答弁では、国際競争力の強化を上げるのだと言いましたけれども、競争相手は道内他港も含まれます。多額の港湾建設費がかけられ、組合債発行も多額になり、それだけでは賄い切れない一般財源の負担も増加しました。

加えて、ガントリークレーンやチップ用荷役機械の維持管理費、公債費が減らずに負担が続いていることです。

ここを見直せば、母体負担を軽減することができました。東地区の整備は見直しが必要です。

以上を申し上げ、討論といたします。

○議長（佐藤禎洋君） 以上で、通告のあった討論は終了いたしました。

これをもって、討論を終結いたします。

日程第3のうち、議案第1号の問題といたします。

これより、採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件を原案のとおり賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤禎洋君） 起立多数であります。

よって、本件は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第3のうち、報告第1号を問題といたします。

これより、採決いたします。

この採決は、起立によります。

本件を報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（佐藤禎洋君） 起立多数であります。

よって、本件は、報告のとおり認定されました。

次に、日程第3のうち、報告第2号を問題といたします。

お諮りいたします。

本件を報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐藤禎洋君） ご異議なしと認めます。

よって、本件は、報告のとおり承認されました。

以上をもちまして、本定例会に付議された案件は、全て議了いたしました。

1. 閉 会

○議長（佐藤禎洋君） これをもちまして、令和6年第3回定例会を閉会いたします。

午後2時53分閉会